

# 介護老人保健施設 平成の家 運営規定

## (施設の目的)

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当施設は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の帽子に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、療養を妥当適切に行う。
- (2) 当施設は、サービスの提供に当たり、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) 当施設の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 個の事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 平成の家
- (2) 所在地 青森県弘前市大字独狐字石田121番地1

## (従業者の種類、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(医師)1名  
施設の業務を統括管理する。利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 事務長 1名  
施設長を補佐し日常業務の管理と従業者の指導に従事する
- (3) 薬剤師(嘱託)  
医師の指示の基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- (4) 看護職員 7名  
医師の指示の基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。また、服薬管理責任者とする。
- (5) 作業療法士 5名  
医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施の際に指導を行う。
- (6) 介護職員 27名  
利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (7) 介護新専門員 3名  
利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 支援相談員 3名  
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。

(9)管理栄養士 2名

(10)事務員 3名

庶務及び会計に従事する。

(利用定員)

第5条 当施設の定員は、100名とする。尚、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は空床を利用し行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 居住費(多床室) 377円/日

居住費(従来型個室) 1,668円/日

3 食費 1,392円/日

4 負担額について

利用者負担は、所得等の状況から第1～4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が 決定します。

5 その他の費用

冷蔵庫、テレビ、電気毛布使用:実費(1か月各500円)、理・美容代:実費

(苦情・ハラスメント処理)

第7条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該入所者または他の利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際

の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に務めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(2) 利用者は外泊または科移しようとするときは、その都度外泊又は外出先、用件、外泊又は外出期間等の予定を施設に届け出ることとする。

(3) 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ②喫煙すること。
- ③営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- ④その他この規定の定め反すること。

(非常災害対策)

第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生時の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業員の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続勤務 年2回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練記録、入所検討会議録その他必要な記録を整備する。

利用者及び家族からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人仲康会と管理者との協議に基づいて

定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年12月15日より一部改正する。

この規程は、平成17年10月 1日より一部改正する。

この規程は、平成18年 1月 1日より一部改正する。

この規程は、平成19年 2月15日より一部改正する。

この規程は、平成19年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、平成21年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、平成24年 9月 1日より一部改正する。

この規程は、平成27年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、令和 1年 7月 1日より一部改正する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より一部改正する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より一部改正する。